

さらに便利に！

全国どこの市町村でも 住民票の写しの交付が受けられます

現在は、住んでいる市町村でしか受けられない住民票の写しの交付が、住民基本台帳カードや運転免許証などを提示することにより、本人及び同一の世帯の人の住民票の写しを、全国どこの市町村でも受けることができますようになります。

※住所地の窓口で発行される住民票の写しとは次の点が異なります。

1. 交付される住民票の写しには、本籍・筆頭者の記載はできません。
2. 認証文は交付する窓口の市区町村長名となります。また手数料は請求した市区町村で異なることがあります。

引越しの手続きが 簡単になります

他の市町村へ引っ越しする場合には、現在、住んでいる市町村に転出届を出して、転出証明書を受け取り、引っ越し先の市町村に転入届を出すことになっていますが、住民基本台帳カードを持っている人は、転出届を、転出地市町村に郵送で出せば、そのまま転入地市町村で転入の手続きができるようになります。

写真付住民基本台帳カードは 身分証明書として活用できます

写真付きの住民基本台帳カードも発行できますので、身分証明書としても利用できます。

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

個人情報保護対策

保有する情報や利 用目的を法律で限 定しています



- ① 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報に法律で限定しています。

- ② 都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。

- ③ 住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化の際には、市区町村間で、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることはありません。また、これらのコンピュータを通過することもありません。

住民票コードは利 用が限定されています



- ① 民間部門が住民票コード

を利用することは法律で禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベースを作成したり、契約に際し住民票コードの告知を要求すると刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられます。

- ② 行政機関が住民票コードを利用することも法律により具体的に限定しています。

- ③ 住民票コードは、無作為の番号で、住民の申請によりいつでも変更できます。

外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています



外部からの侵入と 内部の不正利用を 防止しています

- ① 専用回線の利用、ファイアウォール・IDS（侵入検知装置）の設置により、不正侵入を防止しています。

- ② 通信を行う際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、

- ③ 万が一の場合は、『緊急時対応計画』に基づき、ネットワークの運営を停止するなど、個人情報保護を最優先した運営を行います。

通信相手のなりすましを防止しています。

- ① 地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）において、操作者識別カードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者だけがコンピュータを操作できるようにしています。

- ② 地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します。（通常は1年以下の懲役又は3万円以下の罰金↓2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。

- ③ また、委託業者が秘密を漏らした場合でも、同じ刑罰が科せられます。

- ② 地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）において、操作者識別カードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者だけがコンピュータを操作できるようにしています。

- ① 地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します。（通常は1年以下の懲役又は3万円以下の罰金↓2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。